

共同住宅における廃棄物保管場所の設置及び管理に関する指導要綱（概要版）

名古屋市環境局

名古屋市内で共同住宅を建築する場合、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成4年名古屋市条例第46号）」及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和47年名古屋市規則第42号）」に基づき、廃棄物の保管場所の設置が必要になります。また、建築後は保管場所の管理を所有者の方等にさせていただく必要があります。

廃棄物保管場所について

廃棄物保管場所は、近隣住民と良好な関係を構築するうえで、非常に重要となる要因の1つです。設置の有無だけではなく、設置場所や設置規模について、事前の近隣説明を入念に行うことで、後々のトラブルを防ぐことができます。

また、廃棄物保管場所の設置後も、ごみ・資源の飛散防止対策や、入居者へのごみの出し方等の周知を継続することで、不法投棄の未然防止や、犬、猫、カラス等にごみを荒らされなくなり、結果として、管理責任者の負担軽減につながります。

廃棄物保管場所の設置が必要な共同住宅

廃棄物保管場所の設置が義務づけられる共同住宅は「2階建て以上かつ10戸以上」の物件です。該当する共同住宅を建築する場合は、建築基準法に基づく建築申請又は計画通知の前に、家庭廃棄物保管場所設置届出書（別添参照）を建築予定区の環境事業所に提出する必要があります。

なお、届出書を提出する前には、廃棄物保管場所の位置、規模、構造等について環境事業所と協議する必要があります。

廃棄物保管場所の設置等

●廃棄物保管場所の位置

廃棄物保管場所の位置は、公道に面した所で安全に収集作業が行える場所で近隣住民の苦情が発生しないよう配慮した場所にしてください。詳しくは環境事業所にお尋ねください。

●廃棄物保管場所の規模

保管場所は、間口1.5m以上、奥行き1.5m程度を確保したうえで、ごみ、資源の種類ごとに建築戸数（世帯数）に応じて、算式（世帯数×1世帯に必要な保管場所の面積）に当てはめ、次表の必要面積を確保してください。

単身者向け住宅の場合も原則として次表のとおりとしますが、これによれない場合は、建築予定区の環境事業所と協議してください。

ごみ・資源の種類		1世帯に必要な 保管場所の面積	備 考
ごみ	可燃ごみ	0.06 平方メートル	
	不燃ごみ	0.04 平方メートル	
	粗大ごみ		排出スペースの確保に努めること。
資源	空きびん	0.02 かご	1かごに満たない場合は、1かごとする。
	空き缶（袋出し）	0.01 平方メートル	中川、港区以外の区が該当します。
	空き缶（かご出し）	0.03 かご	1かごに満たない場合は、1かごとする。 中川、港区のみ該当します。
	ペットボトル	0.02 平方メートル	
	プラスチック製 容器包装	0.05 平方メートル	
	紙製容器包装	0.03 平方メートル	

※ かごの大きさは 560mm×810mm=0.45 平方メートルです。管理責任者が独自の容器を用意し管理する場合は、その容器の面積を確保すれば可とします。（この場合、飛散しないよう責任を持って管理してください。）

●廃棄物保管場所の構造

原則、廃棄物保管場所は、コンクリート等の腐食しない材質で造成してください。また、床面を舗装し、水洗い用の給排水設備を設置してください。床面は勾配を配慮して洗浄が容易で汚水が下水道等に流入する構造としてください。

なお、不法投棄防止や犬、猫、カラス対策として小屋型の廃棄物保管場所を設置する場合や廃棄物保管場所に箱型の容器を設置する場合は、建築予定区の環境事業所と協議のうえ、下記要件を満たしてください。

（１） 小屋型の廃棄物保管場所を設置する場合の要件

- ア ごみの種別が混ざらないよう対策を講じ、保管場所の内部を清潔に保つこと。
- イ 駐車車両等により扉の開閉が妨げられないことがない位置に設置すること。
- ウ 保管場所の入口及び内部に段差を設けないこと。
- エ 扉はスライド引き戸式に開放できる構造とすること。
- オ 扉の開口時の間口は幅 1.5m 以上または全体幅の 3分の2 以上、高さ 2m 以上とし、保管場所内の奥行きは 1.5m 程度とすること。
- カ ごみ量が多いときも前面扉の開閉に支障がないように設計すること。
- キ 扉の動作不良等構造上の問題で収集業務に支障がある場合は、改修等の改善策をとること。
- ク 原則施錠は行わないこと。管理上の都合のため鍵を掛ける場合は管理人等が収集前に鍵の開錠を行い、収集後に施錠を行うこと。

（２） 廃棄物保管場所に箱型のごみ容器を設置する場合の要件

- ア ごみの種別が混ざらないよう対策を講じ、ごみ容器の内部を清潔に保つこと。
- イ 駐車車両等により蓋及び扉の開閉が妨げられないことがない位置に設置すること。
- ウ ごみ容器の取り出し口は、円滑な収集業務が妨げられないことがないような高さ、大きさ及び構造とすること。
- エ ごみ容器が飛散しないように対策すること。

●収集車が敷地内に進入して収集する場所に保管場所を設置する場合の要件

- ア 収集車が通り抜けられること。
- イ 進入道路幅員は4 m以上とすること。
- ウ 進入道路は、マンホールの蓋等を含めて車両総重量（11 t）に耐えうる構造とすること。
- エ マンホールの蓋等を含めて進入道路の破損について名古屋市は損害賠償の責を負わないこと。
(収集職員が故意又は過失により破損した場合を除く。)

近隣住民への説明

保管場所の位置及び形状について、隣接する住民、町内会長及び保健環境委員に説明し説明経過をまとめた書類を環境事業所に提出していただきます。

廃棄物保管場所の管理

共同住宅の所有者、管理者は、保管場所の管理責任者を選任し、家庭廃棄物保管場所等管理責任者選任（変更）届出書（別添参照）を環境事業所長に提出してください。管理責任者は、ごみの苦情に対しすぐに対応できる方にしてください。管理責任者は、ごみに関し苦情のあるときは、環境事業所長と協議のうえ、解決に努めていただきます。

なお、管理責任者は、保管場所付近の公衆から見える位置に管理責任者の氏名（法人にあってはその名称）及びその連絡先を表示してください。

また、保管場所の設置後に、収集経路上に収集業務の障害となる構造物や駐車場を設置しないでください。収集業務に支障が生じると環境事業所が判断した場合には、保管場所又は設置物の位置等の変更をお願いする場合があります。

管理責任者の職務

管理責任者は入居者に対して、ごみの出し方等の指導を行ってください。具体的な職務内容は次のとおりです。

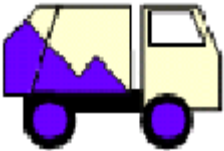
- ア 入居に際し、ごみの出し場所、出し方、収集曜日、時間等を周知すること。
- イ 入居者に対し、ごみ出しのマナーを周知するとともに、違反者に対し直接指導を行うこと。
- ウ 入居者に対し、ごみの発生抑制に努めるよう指導するとともに、ごみ及び資源の分別を徹底するよう指導すること。
- エ 指導にかかわらず、違反状態が甚だしく改善が見られないときは、自治会等の立ち会いのもとでごみ袋を開封調査し、違反者に直接指導すること。
- オ 保管場所周辺の駐車禁止等の防止策を講ずるとともに、構造物又は物品を収集経路上に放置されないようにするなど、収集作業に支障が生じないように保管場所等を管理すること。
- カ 不法投棄防止策を講ずること。
- キ ごみ及び資源の飛散防止策を講ずること。
- ク 犬、猫、カラス等によるごみ袋の破損に伴うごみ及び資源の散乱対策を講ずること。
- ケ 共同住宅内組織、自治会、町内会と協力し、収集作業後の清掃を必ず実施するとともに、常に保管場所等の清潔を保持すること。
- コ 環境事業所長が、入居者に対してごみ袋等の開封調査など指導を行う際、立ち会うこと。

詳細は環境事業所におたずねください

「共同住宅における廃棄物保管場所等の設置及び管理に関する指導要綱」について詳細をお知りになりたい場合は、共同住宅を建築する予定区内を管轄する環境事業所にお尋ねください。

お問い合わせは各区の環境事業所へお願いします (おかけ間違いのないようにお願いします。市外局番052)		
千種環境事業所	千種区香流橋一丁目1番77号	電話 771-0424 fax 771-5113
東環境事業所	東区出来町三丁目16番16号	電話 723-5311 fax 723-5320
北環境事業所	北区辻本通1丁目39番地	電話 981-0421 fax 981-5399
西環境事業所	西区南堀越二丁目4番70号	電話 522-4126 fax 522-8376
中村環境事業所	中村区佐古前町10番9号	電話 481-5391 fax 471-5043
中環境事業所	中区新栄三丁目20番8号	電話 251-1735 fax 251-1736
昭和環境事業所	昭和区福江二丁目10番12号	電話 871-0504 fax 871-0505
瑞穂環境事業所	瑞穂区二野町6番29号	電話 882-5300 fax 882-5305
熱田環境事業所	熱田区伝馬二丁目30番6号	電話 671-2200 fax 671-2290
中川環境事業所	中川区上高畑一丁目150番地	電話 361-7638 fax 354-4389
港環境事業所	港区十一屋一丁目70番地の3	電話 382-3575 fax 384-0562
南環境事業所	南区元塩町6丁目8番地の6	電話 614-6220 fax 614-6223
守山環境事業所	守山区弁天が丘606番地	電話 798-3771 fax 798-3772
緑環境事業所	緑区鳴海町字天白90番地	電話 891-0976 fax 891-0276
名東環境事業所	名東区藤里町101番地	電話 773-3214 fax 773-3215
天白環境事業所	天白区元八事五丁目231番地	電話 833-4031 fax 833-6823

参考資料：ごみ・資源収集車の車両仕様・最小回転半径

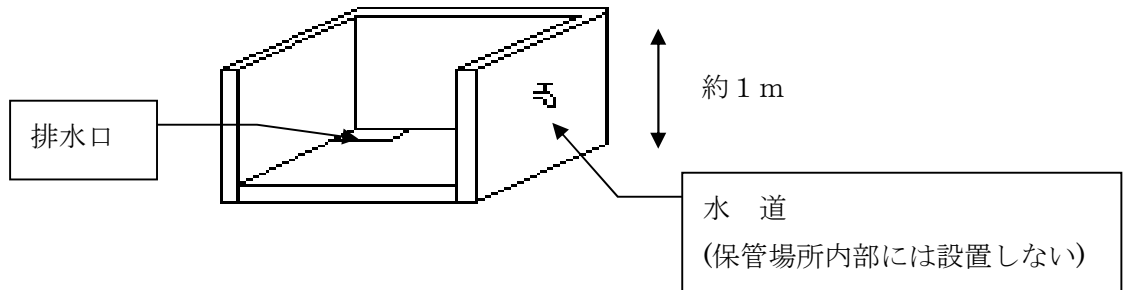
ごみ・資源種類	収集車の車種	車両仕様	最小回転半径
可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	 大型プレス車	全長：663cm 全幅：227cm 全高：291cm 総重量：11 t	5 5 0 0 mm
空きびん	 クレーン付貨物車	全長：680cm 全幅：206cm 全高：261cm 総重量：6.4 t	6 2 0 0 mm
空き缶	 中型プレス車	全長：668cm 全幅：220cm 全高：277cm 総重量：8 t	5 2 0 0 mm
ペットボトル	 中型プレス車	全長：668cm 全幅：220cm 全高：277cm 総重量：8 t	5 2 0 0 mm
プラスチック製 容器包装	 大型プレス車	全長：663cm 全幅：227cm 全高：291cm 総重量：11 t	5 5 0 0 mm
紙製容器包装	 大型プレス車	全長：663cm 全幅：227cm 全高：291cm 総重量：11 t	5 5 0 0 mm

注意：車両仕様・最小回転半径は導入した年度のシャシーメーカー及び架装メーカーによって多少変動がありますので、ゆとりをもって設計をお願いします。

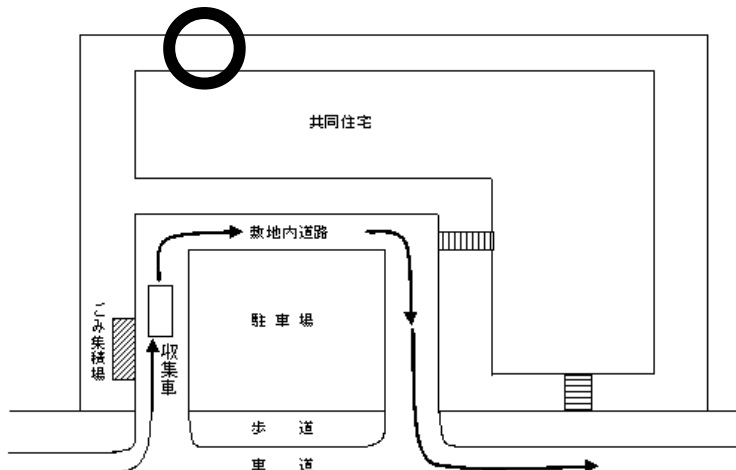
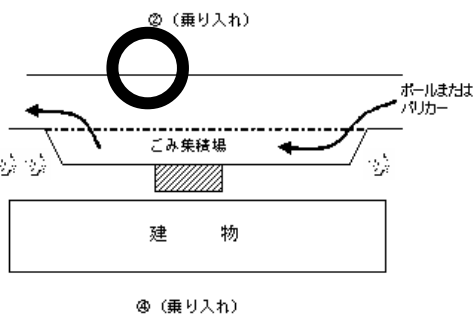
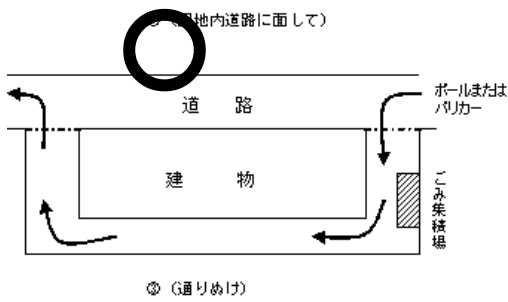
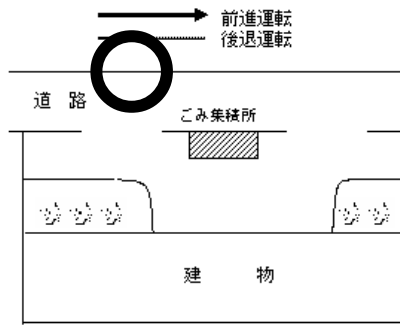
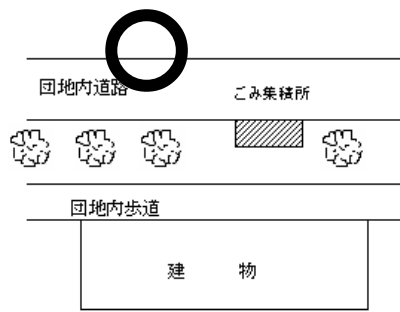
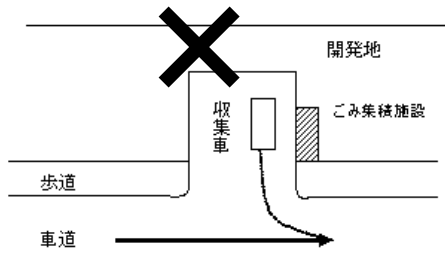
参考資料：廃棄物保管場所の例図及び設置場所の一例

コンクリート打ちで傾斜を設け洗浄・排水が容易にできるものとする。

【施設の例図】



設置場所
後退運転が必要な集積施設について原則として設置しない。(施設の例図)

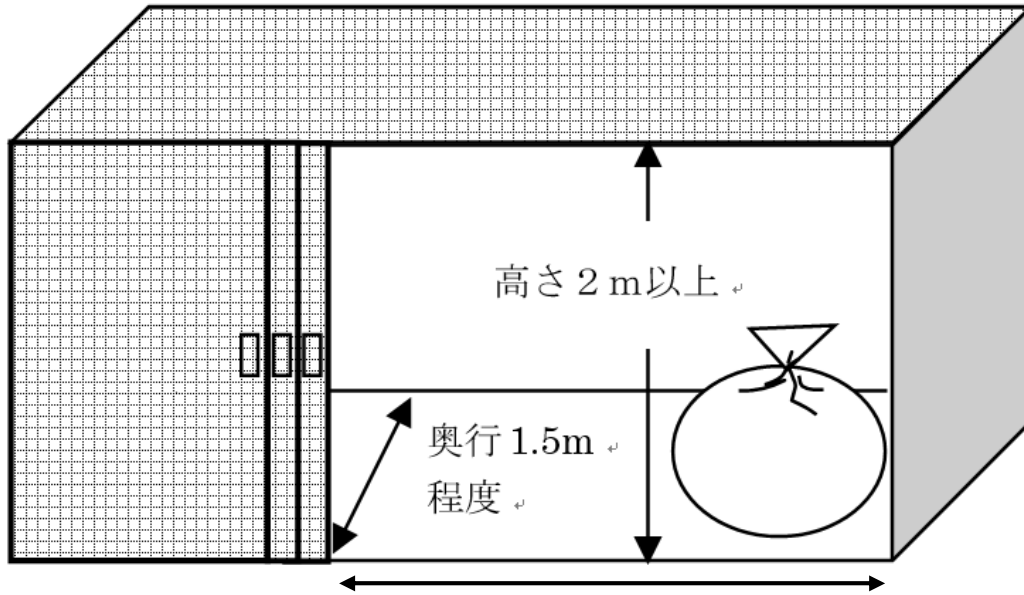


収集のため敷地内を車両が通行する場合は、マンホールの蓋を等含めて車両総重量(11t)に耐えうる構造としてください。

参考資料：小屋型及び箱型の廃棄物保管場所の具体的な図案

○望ましい事例：スライド引き戸式

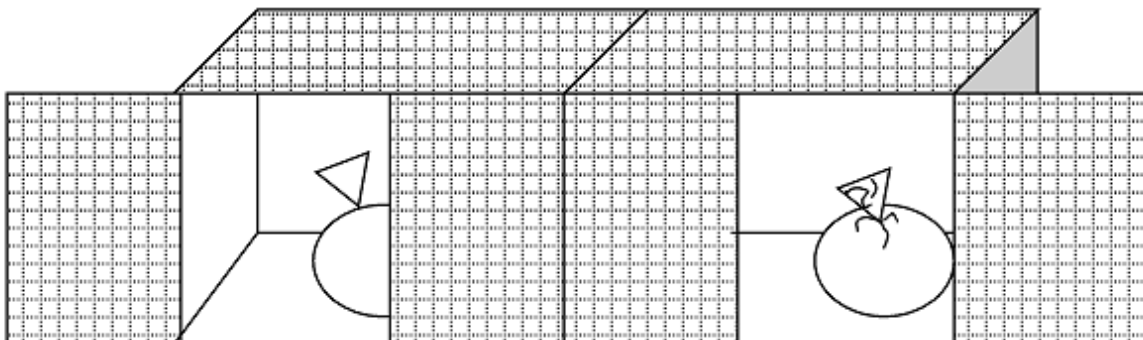
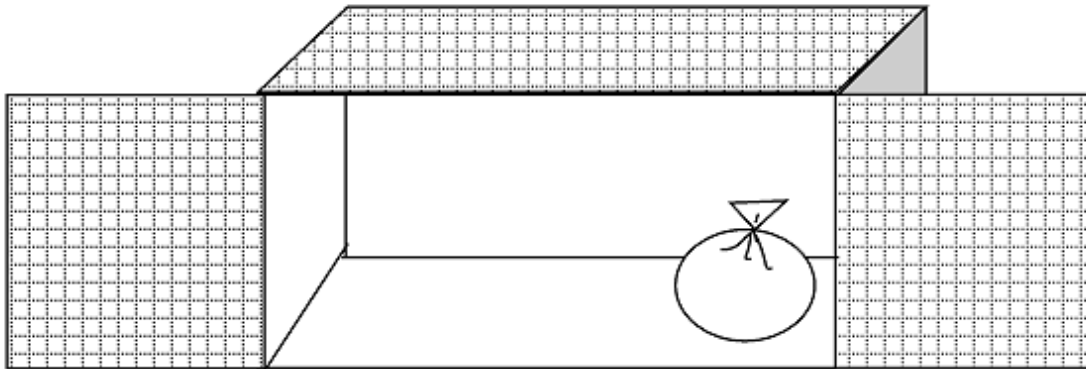
扉の開口時の間口は幅1.5m以上または全体幅の3分の2以上、高さ2m以上あること



間口 1.5m 以上または全体幅の 3 分の 2 以上 (開口時)

(両端にスライド式引き戸を寄せることにより収集しやすい)

×望ましくない事例：観音開き式



(観音扉を開いた際に周囲の構造物や通行者等に扉が接触してしまう恐れがある)

犬、猫、カラス対策の具体的な方法

1. ごみの出し方

生ごみは、新聞紙や紙袋などで隠してからごみ袋に入れましょう。

特にカラスは、目で食べ物を探すので効果的です。



(参考) R3.7 カラスアイデアコンテスト優秀作品「手作り水切りでカラスの目隠し」

【作成手順】

- ①新聞紙を袋状になるように折り畳み芯の出ないホットキスで3か所程度穴をあける。
- ②穴が開いた面が袋の底になるようにして、排水ができるよう形を整える。

2. ネットを使用する場合の工夫

ポイント①ネットの目の細かいものを使う

ネットの目は、5mm以下の細かいものが有効です。網目の大きなネットでは、動物のくちばしや足が入ってしまいます。

ポイント②防鳥ネットにおもしをつける

防鳥ネットは軽いために、風にあおられると動物が下から頭を入れてしまいます。

防鳥ネットの縁におもしをしたり、ごみの下にネットを挟み込むなどの工夫をしましょう。

ポイント③ごみの量に合わせてネットの大きさを決める

ネットの大きさは、入居者の人数を踏まえたごみの量に合わせてみましょう。

○効果的なネットのかけ方



- ・ネットでごみ全体を、すき間ができないようにしっかりとおおう。
- ・ネットの縁をごみの下に巻き込むようにする。

×効果的でないネットのかけ方



- ・ごみがネットの外に出ている。
- ・ネットを被せているが、横にすき間がある。